

大分県報

令和七年
七月三日
（四九）

（木曜日）

目次

選挙管理委員会告示

参議院大分県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式……………	一
参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式……………	二
参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………	二
参議院大分県選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………	二
参議院大分県選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………	二
参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者の選任……………	三
参議院大分県選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………	三
参議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会場の場所及び日時……………	三
参議院大分県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………	三
参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	三
参議院大分県選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	四
参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	四
参議院大分県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………	四
参議院議員通常選挙における投票及び開票の順序……………	四

令和七年七月三日

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十六号

令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長 千野博之

令和七年執行

参議院大分県選出議員選挙投票

- 注意
- 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 - 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

候補者氏名

備考

- 用紙はクリーム色とし、黒色のインクで印刷する。
- 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
- 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「せんきょく」とする。

大分県報号外（選管委告示）

大分県選挙管理委員会告示第十七号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長 千野博之

令和七年執行
参議院比例代表選出議員選挙投票

選挙管理委員会之印

- 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

党は又氏名はまた
政治団体の名称は
略称は若しくは
その名称

備考

- 一 用紙は白色とし、赤色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「ひれい」とする。

大分県選挙管理委員会告示第十八号

令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に

用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長 千野博之

- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
- 二 仮投票用封筒 市（町）（村）選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第十九号

令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙運動用ピラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長 千野博之

執行選挙管理
7年議員選挙
参議院議員選
運動番号分
大

備考

- 一 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。
- 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第二十号

令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長 千野博之

選挙	区	住所	氏名
長	分	大分市	千野博之

選挙長職務代理人	大分市	今井 睦
----------	-----	------

大分県選挙管理委員会告示第二十一号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理人として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和七年七月三日 大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

区 分	住 所	氏 名
大分県選挙分会長	大分市	山本章子
大分県選挙分会長職務代理人	大分市	湖 貴美子

大分県選挙管理委員会告示第二十二号

令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日 大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

- 七月三日 大分市大手町三丁目一番一号
- 大分県庁舎本館二階 正庁ホール
- 七月四日以降 大分市大手町三丁目一番一号
- 大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第二十三号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日 大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館二階 正庁ホール
七月四日以降
大分市大手町三丁目一番一号

大分県選挙管理委員会告示第二十四号
令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日 大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室
- 二 日時 令和七年七月二十三日九時三十分

大分県選挙管理委員会告示第二十五号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日 大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室
- 二 日時 令和七年七月二十三日十時

大分県選挙管理委員会告示第二十六号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日 大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室
- 二 日時 令和七年七月三十一日十七時五十分

大分県選挙管理委員会告示第二十七号

令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長

千 野 博 之

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和七年七月五日十時

大分県選挙管理委員会告示第二十八号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長

千 野 博 之

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和七年七月五日十時三十分

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長

千 野 博 之

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和七年七月三日十七時二十分

大分県選挙管理委員会告示第三十号

令和七年七月二十日執行の参議院議員通常選挙における投票及び開票の順序は、次のとおりである。

令和七年七月三日

一 投票の順序

1 参議院大分県選出議員選挙の投票

2 参議院比例代表選出議員選挙の投票

二 開票の順序

1 参議院大分県選出議員選挙の開票

2 参議院比例代表選出議員選挙の開票

大分県選挙管理委員会委員長

千 野 博 之